

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	キャリアパス制度導入支援事業委託業務
発 注 課	保) 介護保険課
選 定 事 業 者	公益財団法人介護労働安定センター北海道支部
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本事業は介護職員が将来の展望を持って職場で働き続けることができるよう、キャリアパス（職位、職責等に応じた任用要件・賃金体系について整備したもの及びこれに付随する資質向上のための研修計画等）に関する仕組みを介護事業所に導入していくことを支援する事業である。具体的には、相談員が事業所からの相談を受け付け、日程等を調整の上、専門家（社会保険労務士）が事業所を訪問し助言等を行うものである。</p> <p>介護事業所の運營業態は多様であり、その抱える課題も様々なものであるため、専門家には人事労務関係に限らず、介護業界に関する知識・ノウハウ等が求められる。また、事業所の要望に応じてコンスタントに訪問を実施していくためには、随時対応できる一定数の専門家の確保と、受付の段階で事業所のニーズを汲み取り、適切な専門家の訪問へ繋げることの出来る相応の知識・ノウハウ等をもった相談員が配置されている必要がある。</p> <p>当該法人は、介護労働に関する総合的支援機関として平成4年4月1日に厚生労働省所管の公益法人として設置されて以来、介護労働者の雇用管理の改善、能力の開発・向上、その他の福祉の向上等を図るための事業を多数実施しており、介護の分野に精通している社会保険労務士との密接な連携体制が確保されているため、訪問可能な専門家を安定的に確保することができる。また、受付・相談を行う知識・ノウハウ等を有する相談員が配置されている。</p> <p>以上により、本事業を効果的に行う上で必要な専門知識・経験を持つ唯一の法人であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約とすることとし、当該法人のみを参加者として選定する。</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和2年3月25日